独立行政法人情報処理推進機構研究員等に関する規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 35 号 最終改正 平成 22 年 5 月 19 日 2010 情総第 24 号 一部改正

(委嘱等)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、機構の業務を的確かつ円滑に推進するため、高度の専門知識を有する者を研究員又は任期付職員(以下「研究員等」という。) として委嘱又は採用することができる。

(適用範囲)

第2条 研究員等の取扱いについては、他に特段の規定がある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 研究員とは、企業、大学、自治体等からの出向者をいう。
- 2 任期付職員とは、任期を附して採用された者(非常勤を除く。)をいう。

(任務)

第4条 研究員等は、当該業務を担当する理事又は部等の長の命を受けて、部等の所掌業務の全部 又は一部を行う。

(区分等)

- 第4条の2 研究員は、常勤と非常勤とに区分する。
- 2 研究員のうち、特に優れた専門知識、経験等を有する者であって指導的役割を任ずるものについて、主任研究員の名称を付与することができる。

(就業規則)

第5条 研究員の就業に関する次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める独立行政法人 情報処理推進機構就業規則(以下「就業規則」という。)の規定を準用するものとする。ただし、 非常勤の研究員については、第2号から第5号まで及び第8号の規定は準用しない。

(1) 勤 務 心 得第3条から第5条まで(2) 勤務時間、休憩、休息及び休日第6条から第8条まで(3) 時間外勤務及び休日勤務第9条及び第12条(4) 出勤及び欠勤等第13条及び第14条(5) 休第15条から第17条まで

(6)出張第18条(7)表彰第30条

(8) 保健衛生 第32条から第34条の4まで

2 任期付職員については、就業規則を適用する。ただし、給与及び退職手当については、別に定めるものとする。

(研究員手当)

- 第6条 研究員に対し、研究員手当(以下「手当」という。)を支給する。
- 2 常勤の研究員の手当は、月額とする。ただし、当該研究員が月の途中で委嘱され、若しくは解嘱され又は対象となる月に委嘱された業務に従事しない日があるときは、当該月の手当は、日割計算をもって得た額とする。
- 3 非常勤の研究員の手当は、日額とする。ただし、当該研究員の勤務状態に応じ、勤務1時間当たりの単価計算をもって得た額とすることを妨げない。

- 4 研究員の手当の支給日は、常勤の研究員にあっては当該手当の対象となる月の18日、非常勤の研究員にあっては当該手当の対象となる月の翌月18日(その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日)とする。
- 5 研究員の手当の額の決定、日割計算の方法その他必要な事項は、別に定める研究員手当算定基 準によるものとする。

(任期付職員の給与)

第6条の2 任期付職員の給与は、年額とし、その額は、理事長が公平かつ公正に決定する。

(出張)

- 第7条 研究員等が旅行命令により出張するときは、旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費は、別表及び理事長が別に定めるところによるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、研究員等の旅費に関しては、独立行政法人情報処理推進機構旅費規程の規定を準用するものとする。なお、同規程中「役員」又は「参事」を「役員相当職の研究員等」、「2等級以上の職務にある者」を「部長相当職の研究員等」又は「課長相当職の研究員等」及び「3等級以上の職務にある者」を「研究員等」と読み替えるものとする。

(解嘱)

第8条 研究員は、委嘱された業務が完了したとき又は理事長が必要と認めたときは、解嘱される ものとする。

(覚書)

第9条 研究員を委嘱するときは、理事長又はその委任を受けた者は、研究員の所属する機関の長と当該研究員の委嘱に関し、必要な事項について覚書を締結するものとする。

(契約)

- 第9条の2 任期付職員を採用するときは、理事長又はその委任を受けた者は、当該任期付職員として採用しようとする者と、第6条の2に定めるもののほか必要な事項について契約を締結するものとする。
- 2 前項における契約期間は1年以内とする。ただし、必要があると認めた場合は再契約することができる。

(特例)

第10条 外国から招へいされた研究員等の取扱いについて、この規程の規定によりがたいときは、 その都度理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年1月5日から実施する。

附 則(平成16年3月26日2003情総第152号)

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成22年4月6日 2010情総第3号)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月19日 2010情総第24号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

内国旅行の日当及び宿泊料

| | | | | | 宿 | 泊 | 料 | |
|--------|------|-----|----|--------|---------|-----|---|---|
| 区 | 分 | 日 | 当 | 甲 | 地方 | Z | 地 | 方 |
| 役員相当職の | 3, (| 000 | 14 | 4, 800 | 13, 300 | | | |
| 部長相当職の | 2, 6 | 600 | 1; | 3, 100 | 11, | 800 | | |
| 課長相当職の | 2, 6 | 600 | 1; | 3, 100 | 11, 800 | | | |
| 上記以外の | 2, 2 | 200 | 10 | 0, 900 | 9, | 800 | | |

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは次の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

| 埼玉県 | さいたま市 |
|------|---------|
| 千葉県 | 千葉市 |
| 東京都 | 特別区 |
| 神奈川県 | 横浜市、川崎市 |
| 愛知県 | 名古屋市 |
| 京都府 | 京都市 |
| 大阪府 | 大阪市、堺市 |
| 兵庫県 | 神戸市 |
| 広島県 | 広島市 |
| 福岡県 | 福岡市 |

備考 車中泊の場合には、宿泊料は支給しない。

外国旅行の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び死亡手当

| | 鉄道貨 | ŧ | | 船 | 賃 | ŧ | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|---|--------|---|--------|--------|---------|---------|----------|
| | 3 | 2 | 2 | 最」 | L級 | | 航 | 車 | 日 当 | | 宿泊料 | | 死 |
| | 区 | 区 | 区 | の道 | 踵賃 | | | | 指 | 指 | 指 | 指 | |
| | 分 | 分 | 分 | がす | 一 | | | | 定 | 定 | 定 | 定 | 亡 |
| 区分 | 以 | の | 以 | | ≅分 | | 空 | 都 | 都 | 都 | 都 | | |
| | 上 | 場 | 上 | 以上の | | | | 市 | 市 | 市 | 市 | 手 | |
| | の | 合 | の | 場合 | | | | • | 以 | · | 以 | _ | |
| | 場 | | 場 | 4 | 3 | 2 | 賃 | 賃 | | 外 | | 外 | 当 |
| | 合 | | 合 | | | | | | | | | | |
| 役員相 | | | | | | | ピジネス | | | | | | |
| 当職の | | | | | | | クラス相 | | 8, 300 | 7, 000 | 25, 700 | 21, 500 | 580, 000 |
| 研究員 | 最 | | | | | | 当 | 実 | | | | | |
| 等 | | | | | | | | | | | | | |
| 部長相 | 上 | 上 | 上 | 2 | 中 | | | | | | | | |
| 当職の | | | | | | | | | 7, 200 | 6, 200 | 22, 500 | 18, 800 | 520, 000 |
| 研究員 | 級 | | | | | | | 費 | | | | | |
| 等 | | | | | | | | | | | | | |
| 課長相 | | | | | | | | | | | | | |
| 当職の | | | | | | 下 | エコノミーク | | 7, 200 | 6, 200 | 22, 500 | 18, 800 | 520, 000 |
| 研究員 | | | | | | | ラス相当 | | | | | | |
| 等 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以 | | 4.7 | 4.7 | | | | | | | | | | |
| 外の研 | 級の | 級 | 級 | | | | | | 6, 200 | 5, 200 | 19, 300 | 16, 100 | 460, 000 |
| 究員等 | 直近 | | | 3 | 下 | | | | | | | | |
| | 下位 | | | | | | | | | | | | |

備考 日当及び宿泊料の欄中、指定都市とは次の地域をいい、指定都市以外とはその他の地域をい う。

| 北米地域 | | ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシ | | | | |
|--------|----|---------------------------|--|--|--|--|
| | | ントン | | | | |
| 欧州地域 | 西欧 | ジュネーブ、ロンドン、パリ | | | | |
| | 東欧 | モスクワ | | | | |
| 中近東地域 | 1 | アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド | | | | |
| アジア地域 | | シンガポール | | | | |
| アフリカ地域 | | アビジャン | | | | |